

# 官報

(号 外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔省 令〕

○ 肥料取締法施行規則の一部を改正する省令 (農林水産四)

### 〔告 示〕

○ 肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件の一部を改正する件 (農林水産一三四)

○ 肥料取締法施行規則第四条第一号の規定に基づき生産工程の概要の記載を要する普通肥料を指定する件の一部を改正する件 (同一三五)

○ 肥料取締法施行規則第十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき普通肥料の原料の種類並びに材料の種類、名称及び使用量の保証票への記載に関する事項を定める件の一部を改正する件 (同一三六)

### 〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

四

三

二

一

一

### 特殊法人等

独立行政法人製品評価技術基盤機構  
計量法第四十三條第一項の規定に  
基づく登録、独立行政法人都市再生  
機構、弁理士登録関係  
地方公共団体  
教育職員免許状失効、行旅死亡人関  
係

係

会社その他

会社決算公告

三

三

## 省 令

### ○ 農林水産省令第四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第六条第一項第六号(同法第三十三条の二第六項において準用する場合を含む。)の規定に基づき、肥料取締法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

農林水産大臣 齋藤 健

平成三十年一月二十二日

肥料取締法施行規則の一部を改正する省令

肥料取締法施行規則(昭和二十五年農林省令第六十四号)の一部を次のように改正する。  
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
(植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料)	(植物に対する害に関する栽培試験の成績を要する肥料)
第二条の二 法第六条第一項第六号(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料(農林水産大臣が指定するものを除く。)とする。	第二条の二 法第六条第一項第六号(法第三十三條の二第六項において準用する場合を含む。次条において同じ。)の農林水産省令で定める肥料は、次に掲げる種類に属する普通肥料(農林水産大臣が指定するものを除く。)とする。
一 (略)	一 (略)
二 液状副産窒素肥料	二 液状副産窒素肥料
三十一 (略)	三十一 (略)

### 附 則

この省令は、平成三十年二月二十二日から施行する。

## 告 示

### ○ 農林水産省告示第百三十四号

肥料取締法(昭和二十五年法律第二百七号)第三条第一項の規定に基づき、昭和六十一年二月二十二日農林水産省告示第百八十四号(肥料取締法に基づき普通肥料の公定規格を定める等の件)の一部を次のように改正する。

農林水産大臣 齋藤 健

平成三十年一月二十二日

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分(以下「傍線部分」という。)でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。